

西宮市市民農園の設置及び運営管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市農業振興計画（西宮市都市農業振興基本計画）（平成31年4月施行）の理念に基づき、都市農地を活用することで設置する西宮市市民農園（以下「市民農園」という。）の運営管理について、必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 市民農園の名称及び位置は、別に定める。

(市民農園の定義)

第3条 市民農園とは、この要綱に基づいて市が設置し、管理運営を行う特定農地貸付けによる市民農園をいう。

(契約)

第4条 市長は、市民農園を開設するときは、市民農園に供する土地の所有者（以下「所有者」という。）と土地使用貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。ただし、原則として、5年間以上継続して市民農園として使用できることとする。

2 1 市民農園の規模は、おおむね700㎡程度（20区画）以上とする。

(契約の解除)

第5条 市長は、次の各号に該当する場合は、前条の契約を解除することができる。

- (1) 所有者が市民農園の契約の解除を申し出たとき。ただし、貸借の開始日から5年未満の場合を除く。
- (2) 所有者が死亡したとき。
- (3) その他、市長が当該土地を市民農園として使用することが困難であると認めたとき。

2 前項第1号の規定による解除の申し出は、土地使用貸借契約書に定めるところにより行うものとする。

(公租公課)

第6条 固定資産税及び都市計画税については、土地使用貸借期間中に到来する納期限に係る納付額の全額を免除するものとする。

(利用者の資格)

第7条 市民農園を利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。ただし、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者である者を除く。

- (1) 西宮市民であること。
- (2) 農作物の栽培及び市民農園の適正な管理ができること。
- (3) 高齢者に対する優先区画が設けられた場合、これを利用することができる者は、利用開始日に満65歳以上であること。

(利用者の公募及び申込み)

第8条 市長は、市民農園を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）を公募するものとし、公募期間は必要に応じて別に定め、市政ニュース等によって公表するもの

とする。

2 利用申込者は、前項に規定する公募期間内に市民農園利用申込書（以下「利用申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市民農園の利用の申込みは、1世帯1市民農園1区画とする。

（利用者の決定）

第9条 市長は、前条第2項の利用申込書を受理したときは、市民農園利用の適否を審査して、市民農園利用者（以下「利用者」という。）を決定し、その旨を当該利用申込者に対し市民農園利用決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、利用させるべき市民農園の区画数を利用申込者数が超えるときは、抽選によって利用者を決定するものとする。この場合において、必要と認める範囲で、市民農園毎に市民農園利用補欠者（以下「補欠者」という。）を、順位を付して定めることができる。

3 利用者決定後、利用辞退等に伴い、利用できる区画が生じたときは、市長は、利用者を決定した翌日から1年間に限り、当該市民農園の補欠者をその順位に基づき利用者に決定するものとする。

（利用期間）

第10条 市民農園の利用期間（以下「利用期間」という。）は、5月1日から翌年4月20日までとし、前条第1項の規定に基づき通知を受けた利用者が利用期間満了前1月までに市長に利用期間の更新を申し出たときは、さらに、1年間利用期間を更新するものとする。

2 前項の規定に基づき、利用期間を更新する場合は、2年間を超えないものとする。ただし、市長が必要と認める場合においては、この限りではない。

3 前条第3項の規定に基づき、補欠者が利用者となったときの初年度の利用期間は、前利用者の残余利用期間とし、利用期間の更新は前項の例による。

（管理経費）

第11条 利用者は、利用期間にかかる市民農園の運営管理に要する経費（以下「管理経費」という。）として、水道設備がない農園については9,600円、水道設備がある農園については10,400円を西宮市に納入しなければならない。

2 利用期間が1年未満のときは、月割として計算する。この場合において、1年未満の日数は1月とする。

3 第1項に規定する管理経費は、市長が指定した日までに一括納付しなければならない。

（管理経費の不還付）

第12条 既納の前条第1項に規定する管理経費は還付しない。ただし、利用者の責に帰さない相当の理由があるときは、月割により還付することができる。

（利用権の譲渡禁止）

第13条 利用者は、市民農園の利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用方法）

第14条 市民農園で栽培する作物は、第10条に定める利用期間内に収穫が完了するもので

あること。

2 市民農園の利用時間は、日の出から日没までとする。

(利用決定の取消し)

第15条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の契約を取消し、又は利用を制限することができる。

- (1) 第7条に規定する利用者の資格を欠くこととなったとき。
- (2) 第13条に規定する利用権の譲渡禁止等に違反したとき。
- (3) 市民農園に工作物を設置したとき。
- (4) 市民農園を営利の目的に利用したとき。
- (5) 市民農園及びその周辺にごみ、汚物を捨てたとき。
- (6) 故意に指示された以外の区画及び施設に立入り、又は利用したとき。
- (7) 所有者から市民農園用地の返還の申し出があったとき。
- (8) 市民農園を園芸の用に供せず放置の状態等にあるとき。
- (9) その他市民農園の運営管理に支障をきたす行為があったとき。

(原状回復)

第16条 利用者は、市民農園の利用が終わったとき、又は前条の規定に基づき利用の契約を取り消されたときは、市長の指示に従い、市民農園を速やかに原状に復して返還しなければならない。

(補償)

第17条 市民農園の利用に伴い、利用者が受けた損害は、利用者において解決するものとし、市はいかなる責任も負わないものとする。前条の規定による原状回復をする場合において、市民農園に残存する作物、その他市民農園の利用終了にともなう損失についても、また同様とする。

(委託管理)

第18条 市長は、市民農園の運営管理に関する業務のうち、特に必要と認める業務について、第三者に委託することができるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、その都度関係者が協議して定める。

付 則

この要綱は、昭和57年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年5月1日から施行し、平成3年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行し、平成4年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年5月1日から施行し、平成6年度利用者から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行し、平成14年度利用者から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。